

選べよく見てよい人を

衆議院議員選挙 参議院議員補欠選挙

12月5日
12月12日

投票日

十二月五日は衆議院議員選挙と最高裁の国民審査。同十二日には、参議院議員の補欠選挙が行われます。

私たちに与えられている権利を、無にすることなく、テレビやラジオの政見放送、選挙公報などをよく見たり聞いたりしてりっぱな人を選びましょう。

市の開票は、青年教育センターの体育館で、即日行われます。結果は、同日午前〇時ごろには判明すると思われれます。

棄権せず正しい投票を

自分が投票しなくても、だれかがするだろう、忙しいからなどといって棄権することは、主権者として、政治に参加する大切な権利を、自らすてることになります。憲法は、青年、婦人をはじめ

とする、広い範囲の人に平等に選挙権を保障しています。あなたが持っている選挙権は貴重なものなのです。棄権することにより、暗い政治を受け取ることにもなりかねません。

投票できる人

年齢が二十歳以上(衆議員・国民審査・参議員補欠選挙とも昭和三十一年十二月六日以前の生まれ)の人で、五十一年八月十四日以前から、引き続き本市の住民基本台帳に、登録されている人。

なお、他市町村の選挙人名簿に登録されていて、五十一年八月十五日以降本市へ転入した人は、前の市町村へ行って投票するか、不在者投票をしていただくことになります。

朝七時から夜六時

投票時間は、午前七時から午後六時までです。投票日には、入場券を忘れず。なくしたときは、投票所の係員に申し出てください。入場券には投票時間や投票所が記入してあります。近く有権



者の皆さんに届けられます。

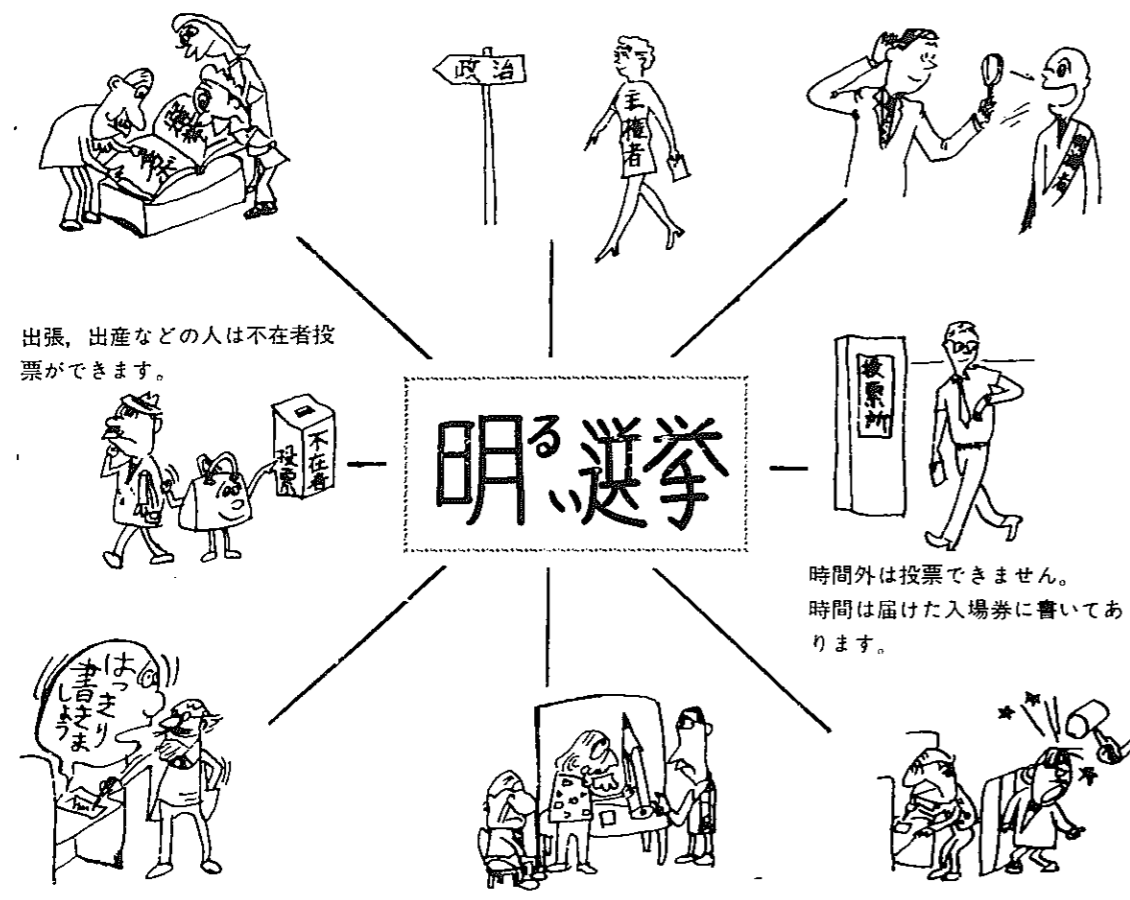
記入ははっきり

せつかくの投票も、候補者以外の名前を書いたり、記号やいたずら書きをしたりすると、無効になってしまいます。用紙には候補者一人の氏名をはっきりと書いてください。

投票所へ行けない人は不在者投票を

投票日に仕事の都合や旅行などで、投票所へ行けない人は不在者投票ができます。【期間】衆議員選 十一月十五日〜二十四日 国民審査 十一月二十五日〜二十四日 参議員補欠選 十一月十九日〜二十一日。毎日、午前八時三十分から午後五時までです。

選挙人名簿に登録されていなければ投票できません。自由な一票 あなたの考えで正しい選挙 政治に参加する機会 よく見よく聞き悔のない投票を



時間外は投票できません。時間は届けた入場券に書いてあります。

大切な一票 はっきりと書きましょう。

文字の書けない人 係に話せば投票できます。

ヒミツは守られます。市内の全投票を混ぜて開票します。

身体障害者の人は郵便で投票ができます

次のような人は、居ながらにして、郵便で投票することができます。

障害の種類	障害の程度
下肢幹	1、2級
心臓・じん臓呼吸器	1級か3級
両下肢幹	特別項症から第2項症
両心臓・じん臓呼吸器	特別項症から第3項症

方法は、市選管で『郵便投票証明書』の交付を受けてください。その際、身体障害者手帳か戦傷病者手帳が必要です。

すでに、昨年の県議選のとき証明書を受けた人は、この証明書を選管に提示し、所定の申請用紙に本人が署名して、投票用紙と封筒を請求してください。この請求は選挙の告示日の前にもできます。期限は投票日の四日前までです。手続きは、代理人でもかまいません。

衆議院議員選挙

立会演説会

■ とき 11月26日 午後7時から
■ ところ 白根小体育館